

所得控除の算出方法

種類	控除額																								
社会保険料控除	支払った額																								
小規模企業共済等掛金控除	支払った額																								
生命保険料控除	各保険料についての控除額計算方法																								
	<table><tr><th>区分</th><th>支払保険料の金額(A)</th><th>控除額の計算</th></tr><tr><td rowspan="4">【新制度適用契約】 (H24.1.1以後に締結した保険契約等) 一般生命保険料控除 介護医療保険料控除 個人年金保険料控除</td><td>12,000円以下</td><td>A(全額)</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円以下</td><td>(A×1/2)+6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円以下</td><td>(A×1/4)+14,000円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円(上限額)</td></tr><tr><td>区分</td><td>支払保険料の金額(B)</td><td>控除額の計算</td></tr><tr><td rowspan="4">【旧制度適用契約】 (H23.12.31以前に締結した保険契約等) 一般生命保険料控除 個人年金保険料控除</td><td>15,000円以下</td><td>B(全額)</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円以下</td><td>B×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円以下</td><td>B×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td>35,000円(上限額)</td></tr></table>	区分	支払保険料の金額(A)	控除額の計算	【新制度適用契約】 (H24.1.1以後に締結した保険契約等) 一般生命保険料控除 介護医療保険料控除 個人年金保険料控除	12,000円以下	A(全額)	12,001円～32,000円以下	(A×1/2)+6,000円	32,001円～56,000円以下	(A×1/4)+14,000円	56,001円以上	28,000円(上限額)	区分	支払保険料の金額(B)	控除額の計算	【旧制度適用契約】 (H23.12.31以前に締結した保険契約等) 一般生命保険料控除 個人年金保険料控除	15,000円以下	B(全額)	15,001円～40,000円以下	B×1/2+7,500円	40,001円～70,000円以下	B×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円(上限額)
	区分	支払保険料の金額(A)	控除額の計算																						
	【新制度適用契約】 (H24.1.1以後に締結した保険契約等) 一般生命保険料控除 介護医療保険料控除 個人年金保険料控除	12,000円以下	A(全額)																						
		12,001円～32,000円以下	(A×1/2)+6,000円																						
		32,001円～56,000円以下	(A×1/4)+14,000円																						
		56,001円以上	28,000円(上限額)																						
	区分	支払保険料の金額(B)	控除額の計算																						
	【旧制度適用契約】 (H23.12.31以前に締結した保険契約等) 一般生命保険料控除 個人年金保険料控除	15,000円以下	B(全額)																						
		15,001円～40,000円以下	B×1/2+7,500円																						
40,001円～70,000円以下		B×1/4+17,500円																							
70,001円以上		35,000円(上限額)																							
控除適用限度額(各控除の合計適用限度額は70,000円です)																									
<table><tr><td>新制度契約のみ</td><td>28,000円</td></tr><tr><td>旧制度契約のみ</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>一般生命料控除の新制度契約と旧制度契約の双方ある場合</td><td>28,000円</td></tr><tr><td>個人保険料控除の新制度契約と旧制度契約の双方ある場合</td><td>28,000円</td></tr></table>	新制度契約のみ	28,000円	旧制度契約のみ	35,000円	一般生命料控除の新制度契約と旧制度契約の双方ある場合	28,000円	個人保険料控除の新制度契約と旧制度契約の双方ある場合	28,000円																	
新制度契約のみ	28,000円																								
旧制度契約のみ	35,000円																								
一般生命料控除の新制度契約と旧制度契約の双方ある場合	28,000円																								
個人保険料控除の新制度契約と旧制度契約の双方ある場合	28,000円																								
生命保険料の計算(例)																									
1月1日から12月31日までの期間に支払った生命保険料等の金額が次の場合の計算方法																									
・一般生命保険料(新制度):60,000円 ・一般生命保険料(旧制度):80,000円 ・介護医療保険料:60,000円 ・個人年金保険料(新制度):50,000円 ・個人年金保険料(旧制度):35,000円																									
(1)一般生命保険料の控除額を計算																									
新制度分:28,000円(a) 旧制度:35,000円(b) (a)+(b)(上限額28,000円)<(b)(35,000円) となるため、一般生命保険料分の控除額は、35,000円																									
(2)介護医療保険料の控除額を計算																									
28,000円(上限額)																									
(3)個人年金保険料分の控除額の計算																									
新制度分:26,500円(c) 旧制度分:25,000円(d) (c)+(d)(上限額28,000円)>(d)(25,000円) となるため、個人年金保険料分の控除額は、28,000円																									
(4)生命保険料控除額を計算																									
(1)35,000円+(2)28,000円+(3)28,000円=91,000円 合計額91,000円>上限額70,000円(いずれか少ない控除額) 生命保険料控除額は70,000円																									

種類	控除額
地震保険料控除	支払った地震保険料の2分の1（限度額25,000円） 〔経過措置〕 平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、従前どおり損害保険料控除を適用できる（限度額10,000円）。ただし、地震保険料控除とともに適用する場合には、地震保険料控除とあわせて限度額25,000円となる。 支払った長期損害保険料の額が ア 5,000円以下の場合……支払った保険料の全額 イ 5,000円を超え15,000円以下の場合 （支払った保険料の金額の合計額）×1/2+2,500円 ウ 15,000円を超える場合……10,000円
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×1/10） ②（災害関連支出の金額）－5万円
医療費控除	次のいずれか一方のみ適用 ①（支払った医療費－保険等により補てんされた額） { 総所得金額等×5/100 }又は10万円のいずれか少ない額（限度額200万円） ②（スイッチOTC医薬品の購入費用－保険等により補てんされた額） －1万2千円を超える額（限度額8万8千円）
障害者控除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき…26万円 特別障害者については、1人につき…30万円 同居の特別障害者については、扶養親族1人につき…53万円 ※特別障害者とは、身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳④・Aなど
ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方…30万円 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 総所得金額等が58万円以下（R7年度以前は48万円）以下の生計を一にする子（※1）がいること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと ※1 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除く。 ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている方をいう。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいう。
寡婦控除	上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方…26万円 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ◆ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ◆ 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族（※3）を有する方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている方をいう。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいう。 ※3 合計所得金額58万円（R7年度以前は48万円）以下の方に限る。なお、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除く。

種類	控除額														
勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ・・・26万円 ①自己の勤労に基づく給与所得等である方 ②合計所得金額が85万円以下（R7年度以前は75万円）以下の方 ③合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方														
扶養控除	・控除親族1人につき・・・・・・33万円 ただし、扶養親族が19～22歳である場合・・・45万円 扶養親族が70歳以上である場合・・・38万円 ・納税義務者又はその配偶者の直系尊属で同居している70歳以上の扶養親族1人につき・・・・・・45万円														
基礎控除	<table><tr><td>合計所得金額</td><td>2,400万円以下</td><td>2,400万円超え～2,450万円以下</td><td>2,450万円超え～2,500万円以下</td><td>2,500万円超え</td></tr><tr><td>基礎控除</td><td>43万円</td><td>29万円</td><td>15万円</td><td>適用なし</td></tr></table>					合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超え～2,450万円以下	2,450万円超え～2,500万円以下	2,500万円超え	基礎控除	43万円	29万円	15万円	適用なし
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超え～2,450万円以下	2,450万円超え～2,500万円以下	2,500万円超え											
基礎控除	43万円	29万円	15万円	適用なし											

配偶者控除

配偶者の合計所得金額 58万円以下 （R7年度以前は48万円以下）	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円を超え 950万円以下	950万円を超え 1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円を超え 950万円以下	950万円を超え 1,000万円以下
58万円を超え100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円を超え105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円を超え110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円を超え115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円を超え120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円を超え125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円を超え130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円を超え133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超え	0円	0円	0円

注記）令和元年度（平成31年度）以降は合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の場合、配偶者及び

配偶者特別控除の適用を受けることができません。ただし、合計所得金額が58万円以下（R7年度以前は48万円以下）の生計を一にする 配偶者が障害者である場合には、障害者控除の適用は受けることができます。

特定親族特別控除

・特定扶養控除対象の19歳以上23歳未満の方のうち、合計所得金額が58万円（改正後の所得要件）を超え、扶養控除を適用できない方についても段階的に控除を受けられるようになります。

特定親族特別控除合計所得金額	控除額
58万円を超え95万円以下	45万円
95万円を超え100万円以下	41万円
100万円を超え105万円以下	31万円
105万円を超え110万円以下	21万円
110万円を超え115万円以下	11万円
115万円を超え120万円以下	6万円
120万円を超え123万円以下	3万円
123万円超え	0円